財形住宅預金規定

1. (預金契約の成立)

この預金に係る契約(以下「預金契約」といいます。)は、お客さまから財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、財形住宅預金規定第7条第5項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第5項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

3. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回 以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- 4. (預金の種類、とりまとめ継続方法)
- (1) 前条による預金は、1口の自由金利型期日指定定期預金(以下「期日指定定期預金」といいます。)としてお預りします。ただし、あらかじめ支払目標日を設定した場合には、預入日から支払目標日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに支払目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (2) 初回預入日から1年目ごとの応当日を特定日とし、特定日において預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む) は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

5. (預金の支払方法)

- (1) この預金の支払いは元利金全額を、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出して下さい。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下 「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期

間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」利率

B 2年以上 当金庫所定の「2年以上」利率

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の方法により表示する自由金利 型定期預金(M型)の利率によって計算します。

- ③ 前①、②の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における当金庫所定の方法により表示する普通預金の利率によって計算し、この 預金とともに支払います。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項、同条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(少数点第3位以下切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないと認め満期日前に解約する場合、および第5条による支払方法によらずにこの 預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印 章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の解約の手続に加え、当該預金の解約の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認 するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める ときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第8条第1項に違反したとき
- ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について各種確認した事項、および各種確認のために提出された資料等に関し、預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかな場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、 当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができ るものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準 ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当するこ とが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる 関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (6) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この契約の証および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (7) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、取引先が到達を妨げるなどして通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 8. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および契約の証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- 9. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用を受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわた

り遡って20%(国税15%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間に非課税で支払済の利息は、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- (1) 規定第5条によらない払出しがあった場合。
- (2) 規定第5条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- (3) 規定第5条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。 ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

10. (差引計算等)

- (1) 規定第9条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により 税額を追徴できるものとします。
 - ① 規定第9条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店にお支払ください。
- (2) 前項により解約するこの預金の利率はその約定利率とします。
- 11. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 規定第3条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。
- (2) 定期預入れが2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。
- 13. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

14. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上